

第24期 軽井沢町農業委員会 第15回 総会議事録

| 発言者 | 内 容 |
|--------|---|
| | (開会：13時30分) |
| 青木事務局長 | 委員の皆様、ご苦労さまでございます、定刻になりましたので、第15回総会を始めたいと思います。最初に会長よりご挨拶を申し上げます。 |
| 市村初仁会長 | 委員の皆様、本日はご出席いただきありがとうございます。 今月の総会は新型コロナウイルス感染レベルが引き下げられておりますので、農業委員、推進委員を参集する形式で開催します。9月に入りまして、暑さがまだ残る日々が続いておりますが、台風14号も通り過ぎ、これから朝夕の冷え込みが増す中で、今年も天候に左右されながら農作業に従事された皆様の心中をお察しいたします。皆様ご多忙の中、軽井沢町農業委員会活動にご尽力されていくことに感謝申し上げます。 さて、いつも申し上げ、ご承知のとおり農業委員と推進委員には地域のリーダーとして農地利用の最適化推進活動にご尽力いただいておりますが、今後、国よりその最適化推進活動について目標値を設定して、委員の皆様がその目標を達成していくような方針が示される予定でございます。事務局より後ほどご説明がございしますが、農地を守り、活かしていくための更なる活動を皆様に期待することとなります。なお、本日もJA関係の報告や、外川補佐及び岡沢補佐についてもご出席いただいております。それでは第24期軽井沢町農業委員会第15回総会を開催いたします。 |
| 青木事務局長 | ありがとうございました。それではまず議事進行を行う議長についてですが、軽井沢町農業委員会 会議規則第6条の規定により総会の議長は、会長が行なうことになっておりますので、よろしくをお願いします。 |
| 市村初仁議長 | 規定により、私が議長を務めることになっておりますので、議事を進めさせていただきます。事務局より、会議成立の報告をお願いします。 |
| 青木事務局長 | 農業委員総数14名中、14名の出席でございます。農地利用最適化推進委員7名、全員の出席でございます。軽井沢町農業委員会会議規則第5条(在任する委員の過半数の出席)により、本総会が成立します事を報告します。 |
| 市村初仁議長 | 次に、3の議事録署名人の選任についてですが、軽井沢町農業委員会 会議規則第14条の規定により、議席番号1番の土屋史彦委員と議席番号10番の市村正喜委員の2名をお願いします。 |

| | |
|--------|--|
| 市村初仁議長 | 次に4の事業報告について、事務局より報告願います。 |
| 青木事務局長 | <p>それでは、お手元の次第1ページの令和3年8月27日から令和3年9月23日までの行事等について、報告いたします。</p> <p>8月27日(月)に第24期軽井沢町農業委員会第14回総会が開催されました。</p> <p>8月31日(火)に農業者年金PR活動SBCラジオ「いいJAん!信州」生出演に依田農政部長が出演されました。</p> <p>9月17日(金)に軽井沢町農業委員会9月役員会が開催され会長以下の役員が出席しました。</p> <p>続いて2ページの(2)土地処分結果の①許可分ですが、3件ございまして、1件目は_____で、_____の、_____について、令和__年__月__日付長野県指令__佐農第__号の____、_____の____で許可となっております。2件目で_____ですが_____で、_____の、_____が_____を行う為、_____から_____を____、令和__年__月__日付長野県指令__佐農第__号の____で、許可となっております。3件目は_____で_____が_____の_____と_____を____した_____を_____したことに伴い、令和__年__月__日付長野県指令__佐農第__号_____で、_____の_____として許可となっております。②取り下げ・県不受理・廃止届分、③の保留分はございませんでした。</p> <p>続いて、3ページの(3)転用確認証明書による土地処分結果については、1件ございまして、平成__年__月__日付、長野県指令、__佐地農第__号の__、で許可となっております、_____の、地目、____、面積、_____㎡、_____、について、令和__年__月__日に、_____の____を____し、_____を交付いたしました。</p> <p>事業報告は以上でございます。</p> |
| 市村初仁議長 | <p>ありがとうございました。ただ今事務局より事業報告がございました。</p> <p>事業報告について、質問等はございませんか。</p> |
| 委員 | なし |
| 市村初仁議長 | 無いようですので、次に5の会議事項に入ります。議案第1号番号1「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明願います。 |
| 青木事務局長 | <p>議案第1号番号1について説明をいたします。次第4ページ、補足資料1ページから10ページ、をお願いします。_____でございます。_____は_____、_____に_____のある、_____、_____です。</p> <p>_____は、_____、_____です。</p> <p>申請_____は、_____、_____、_____で、地目は、__で、面積は、_____です。場所でございますが補足資料2ページに位置図がございまして、_____、_____、_____に_____する_____にある_____の_____となります。_____ですが、_____である_____は_____でも_____がある_____でございます。_____は_____より_____で、_____の_____にも_____に位置しております。_____という_____も_____に_____が_____されておしま</p> |

| | |
|---|---|
| <p>市村初仁議長</p> <p>委 員</p> <p>市村初仁議長</p> <p>委 員</p> | <p>すので、賃貸住宅として使用する計画でございます。</p> <p>権利設定の内容は、_____による_____となります。町の用途地域区分は、近_____地域で、農地法による農地区分は、第__種農地になります。</p> <p>それでは農地転用の一般基準について説明させていただきます。</p> <p>ハンドブック4-20ページになります。(農地法第5条第2項第3号)の資力・信用については、土地の_____が__万円、_____万円、_____円、合計_____万円でございます。資金の調達方法ですが、_____となります。利害関係につきまして、抵当権、その他権利等は設定されておりません。次に(施行規則第57条第1号)の申請地の利用の迅速性ですが、工事計画では許可後から令和__年__月末までが工事期間となっており、概ね1年以内となっており問題ないと思われます。次に(施行規則第57条第2号)他法令の許認可等については、該当いたしません。次に(施行規則第57条第2号の2)行政庁との法定協議については、町の地域整備課、環境課、上下水道課、農林振興係とは協議済みです。</p> <p>次に(施行規則第57条第3号)の農地等以外の_____もございませうが、問題ありません。次に(施行規則第57条第4号)の申請地の計画面積については、現地の状況や配置図を見る限り問題無いと思われます。</p> <p>次に(施行規則第57条第5号)の土地の造成のみを目的としておりませうので、問題ありません。</p> <p>次に(農地法第5条第2項第4号)の周辺の農地等に係る営農条件への支障については、周囲に農地がないことから該当いたしません。</p> <p>また、(農地法第5条第2項第5号)の一時転用となります。</p> <p>以上により議案第2号番号2については許可できない場合に該当いたしません。</p> <p>ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございませうが、議案第1号番号1について担当委員より説明願います。</p> <p>推進委員の遠山が議案第1号番号1の説明をいたします。_____に_____と_____と__の_____で_____を行いました。場所は先ほどの事務局説明通りであります。この_____の_____は_____でございませう。それから段々_____されて、この_____が_____でございませう。_____を_____して、_____の_____になるということでございます。_____には_____として_____されている_____もございませうし、_____に_____しないように、それと_____、_____をとって_____を行うことの_____ができましたので特に問題はないと判断いたしました。以上です。</p> <p>ありがとうございました。土屋委員、補足説明はありますか。</p> <p>ございませう。</p> |
|---|---|

| | |
|--------|--|
| 市村初仁議長 | <p>それでは、先ほどの事務局よりの説明と併せて、議案第1号番号1、議案第2号番号1についてご意見のある方はお願いします。</p> |
| 委員 | <p>なし</p> |
| 市村初仁議長 | <p>よろしいでしょうか。ご意見がないようなので、議案第1号番号1につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願います。</p> |
| 委員 | <p>全員挙手</p> |
| 市村初仁議長 | <p>次に5条申請となりますが、議案第1号番号2を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p> |
| 青木事務局長 | <p>議案第1号番号2、について説明をいたします。次第4ページ、補足資料11ページから23ページお願いします。</p> <p>_____でございます。_____は、_____、_____に_____のある、_____、_____です。_____は、_____、_____に_____のある、_____、_____です。</p> <p>それでは、申請内容についてご説明いたします。計画地は、_____には_____が_____、_____の_____にも_____、_____には_____です。_____の_____が_____に、_____のため_____することを_____も_____し、_____しましたので申請を行うこととなりました。</p> <p>申請_____は、_____ございまして、_____が_____、_____、_____で、地目は、_____で、面積は、_____です。_____が_____、_____、_____で、地目は、_____で、面積は、_____です。場所でございますが、補足資料12ページに位置図がございますが、_____を_____に向かい、_____の_____にある_____を_____して、約_____にある_____を_____となります。権利設定の内容は、_____による_____になります。</p> <p>町の用途地域区分は、第_____種住居地域で、農地法による農地区分は、第_____種農地になります。それでは農地転用の一般基準について説明させていただきます。ハンドブック4-20ページになります。(農地法第5条第2項第3号)の資力・信用については、_____が、_____千円、_____が、_____千円、合計で、_____千円となっています。資金の調達方法ですが、全額_____となり、預金残高証明書が提出されております。利害関係につきまして、抵当権、その他権利等は設定されておられません。</p> <p>次に(施行規則第57条第1号)の申請地の利用の迅速性ですが、工事計画では許可後から令和_____年_____月末までが工事期間となっており、概ね1年以内となっており問題ないと思われます。次に(施行規則第57条第2号)他法令の許認可等については、該当いたしません。</p> |

| | |
|--------|---|
| | <p>次に（施行規則第57条第2号の2）行政庁との法定協議については、町の地域整備課、環境課、上下水道課、農林振興係とは協議済みです。次に（施行規則第57条第3号）の農地以外の土地利用見込みはないので、該当しません。</p> <p>次に（施行規則第57条第4号）の申請地の計画面積については、計画地図を見る限り問題ございません。次に（施行規則第57条第5号）の土地の造成のみを目的としておりませんので、問題ありません。次に（農地法第5条第2項第4号）の周辺の農地等に係る営農条件への支障については、周辺に耕作されている農地はなく問題ありません。</p> <p>また、（農地法第5条第2項第5号）の一時転用ではありません。以上により議案第1号番号2、については許可できない場合に該当しません。</p> |
| 市村初仁議長 | <p>ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第1号番号2について担当委員より説明願います。</p> |
| 委員 | <p>2番の依田が議案1番号2について説明をいたします。_____の____、_____の_____と、推進委員の井出さんと私_____で_____を行いました。_____しており、_____になっております。_____がございましたが、_____に_____があり、そこが_____でございまして、_____している_____を_____とかなり_____ところでございますが、_____は_____で、_____される_____でございます。_____の_____は_____であるということと、_____がないこと_____になっていること等を考慮して、今回_____されることに_____はなく、_____と_____しました。井出推進委員とも問題ないと判断いたしましたのでご審議のほどよろしく願いいたします。</p> |
| 市村初仁議長 | <p>井出推進委員、何かございますでしょうか。</p> |
| 委員 | <p>特にございません。</p> |
| 市村初仁議長 | <p>ありがとうございました。それでは、先ほどの事務局よりの説明と併せて、議案第1号番号2についてご意見のある方はお願いします。</p> |
| 委員 | <p>なし</p> |
| 市村初仁議長 | <p>よろしいでしょうか。ご意見がないようなので、議案第1号番号2につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願います。</p> |
| 委員 | <p>全員挙手</p> |
| 市村初仁議長 | <p>ありがとうございました。賛成全員ですので議案第1号番号2を原案どおり可決いたしました。よって、議案第1号番号2は、許可相当として県知事に意見を送</p> |

| | |
|--------|---|
| | <p>付します。次に議案第2号「非農地判断」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p> |
| 青木事務局長 | <p>議案第2号について説明をいたします。次第5ページをお願いします。農地パトロールは古宿、上発地、大日向、油井地区で終了しておりますので、非農地判断について、ご審議をいただくものです。議案のとおり、田、4, 181㎡、畑、12, 423㎡、合計で、17筆、16, 604㎡、でございます。判断の理由は、山林化しているため、となります。以上、ご審議をお願いいたします。</p> |
| 市村初仁議長 | <p>ありがとうございました。非農地判断について、何かご質問等はございますでしょうか。はい、小林朝夫委員。</p> |
| 委 員 | <p>11番の小林朝夫ですが、非農地判断は所有者の意向は確認しなくてよろしいか。</p> |
| 青木事務局長 | <p>農地パトロールによる非農地判断は、委員の判断に基づくものであり、所有者の意向によるものではございません。ただし、所有者には非農地通知を発送しますので、農地に戻したい場合は事務局と協議し、現況証明書を提出の上、総会でのご承認をいただければ、非農地を解除することは可能です。</p> |
| 市村初仁議長 | <p>よろしいでしょうか。ご意見がないようなので議案第2号について採決を行います。賛成の方は挙手願います。</p> |
| 委 員 | <p>全員挙手</p> |
| 市村初仁議長 | <p>ありがとうございました。賛成多数ですので議案第2号を原案どおり可決いたしました。よって非農地通知を交付いたします。なお、農地パトロールにより、遊休農地化した箇所について、利用意向調査の対象となります。原則、委員と所有者との対面で今後の農地利用についてご確認が必要となります。事務局にて書類を用意いたしますが、所有者の住所地等が分からない場合は事務局へ相談をしてください。昨年までの調査と異なり、書類を渡してから1ヶ月以内という短期間での回答期限となりましたので、迅速な調査にご協力をお願いいたします。</p> |
| 市村初仁議長 | <p>次に、議案第3号「軽井沢町農用地利用集積計画について」を議題にしますが、今回の農用地利用集積計画については、現在、馬取地区で進めている中間管理事業での圃場整備に関するものでございます。この件について担当係である農林振興係より事業のご説明をまずさせていただいた後に、審議を行うこととします。委員の皆様には集積計画の可否を判断する参考としてください。それでは農林振興係より説明をお願いいたします。</p> |

| | |
|--------|---|
| 外川補佐 | 別紙資料にて説明 |
| 市村初仁議長 | ありがとうございました。それでは集積計画について事務局より説明をお願いします。 |
| 青木事務局長 | 議案第3号「軽井沢町農用地利用集積計画について」説明します。次第6頁から11項、補足資料は、24頁から41項をお願いします。軽井沢町長より、農業委員長あてに、軽井沢町農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条に基づき、農業委員会決定の依頼がございましたので、審議をお願いいたします。10月の公告分でございますが、中間管理が36件、100筆、面積が176,093㎡、内訳は、田、176,093㎡です。合計で、66件、139筆、面積は、266,539㎡で、内訳は、田が185,139㎡、畑が81,400㎡です。集積計画及び申請書につきましては補足資料のとおりですので、確認をお願いいたします。同法の第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、ご審議をお願いいたします。 |
| 市村初仁議長 | ありがとうございました。審議の前にお知らせいたします。 議案第3号については、農業委員会に関する法律第31条の議事参与の制限に当たりますので、佐藤寛治委員、佐藤一之推進委員の一時退席をお願いします。 |
| 委 員 | 退席 |
| 市村初仁議長 | 農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない事になっています。それでは、議案第3号、軽井沢町農用地利用集積計画の10月公告分について、ご意見のある方はお願いします。 |
| 委 員 | なし |
| 市村初仁議長 | よろしいでしょうか。他にご意見がございませんので、農用地利用集積設定につきまして、原案どおり決定いたします。よって、議案第3号軽井沢町農用地利用集積計画10月公告分について、軽井沢町長へ、決定意見を送付します。佐藤寛治委員、佐藤一之推進委員の復席を認めます。 (委員 復席後) 復席した2名に申し上げます。 農用地利用集積設定について、決定しましたので、お知らせします。 |
| 市村初仁議長 | 次に6、のその他事項に進みます (1)のJA関係について土屋代理よりご報告をお願いいたします。 |

| | |
|--------|---|
| 土屋会長代理 | <p>それでは JA 関係につきまして、野菜の出荷状況を申し上げます。なお、10月分の報告についても20日時点ではなく10日現在でご報告をさせていただきます。キャベツ223,699ケース出荷、単価は863円、金額は193,089,580円でございます。前年対比として数量が137%、単価63%、金額86%でございます。キャベツ15キロ分はコンテナ出荷分となりますので、説明は省略します。続いてレタス10キロですが、77,845ケース出荷、単価は1,405円、金額は109,361,840円でございます。前年対比として数量が99%、単価102%、金額101%でございます。白菜12キロですが、8,304ケース出荷、単価は829円、金額は6,885,000円でございます。前年対比として数量が159%、単価100%、金額158%でございます。白菜12キロですが、8,304ケース出荷、単価は829円、金額は6,885,020円でございます。前年対比として数量が159%、単価100%、金額158%でございます。チンゲン菜ですが、42,454ケース出荷、単価は681円、金額は28,932,200円でございます。前年対比として数量が76%、単価104%、金額79%でございます。実はこの報告書は9月10日現在のものですが、9月6日にレタスの一大産地である川上村で降雹被害がありまして、9月8日からの相場が上がってきております。それに関連して、キャベツも値段が上がってきておりますけれども、キャベツは軽井沢のほうの影響がございまして、通常ですと日量で3千から4千ケースでるところ、日量だと1千5百から2千となり、苦戦しています。単価は非常に良いのです、数量が伸び悩んでおりますので、今後どれだけ回復していくのか、上乗せできるのか心配なところがございます。レタスも先ほどの被害により単価が上がっておりますので、この数値自体がかなり上がります。今後の予定としては10月15日に廃プラの回収があります。使い終わりのマルチとかビニールシートとかの改修がありますので関係のある方は予冷库のほうへお願いいたします。その際、印鑑も必要となります。10月下旬から11月上旬に支所祭を計画していますが、例年、予冷库でやっておりますが、規模を縮小してみどりの広場で11月6日に今のところ行う予定でありますが、詳細はまだ決まっております。分かり次第、周知をいたします。JA関係は以上でございます。</p> |
| 市村初仁議長 | 農協関係で何かお聞きしたいことはありますでしょうか。 |
| 委員 | なし |
| 市村初仁議長 | ご意見がございませんので、(2)、岡沢補佐よりお願いいたします。 |
| 岡沢補佐 | 別紙資料説明 |
| 市村初仁議長 | 岡沢補佐に何かお聞きしたいようなことはありますでしょうか。 |

| | |
|--------|---|
| 委員 | なし |
| 市村初仁議長 | なければ次に（３）外川補佐よりお願いします。 |
| 外川補佐 | 町側からは特にごさいません。 |
| 市村初仁議長 | それでは次に（４）事務局関係に進みます。事務局より説明をお願いします。 |
| 青木事務局長 | <p>6. その他事項 次第の、12ページをお願いします。</p> <p>（４）事務局関係について</p> <p>ア第6回長野県農業委員会大会についてですが、令和3年11月16日（火）長野市ビックハットにて開催されます。行程等についてはまた別途ご連絡いたしますが、当日は貸し切りバスにて移動となり原則全員参加でございます。なお、22期・23期で農業委員会長を務めておられました、小宮山恒雄様が、長年の農業委員会活動にご尽力された功績により、この度の大会において表彰される予定です</p> <p>イ令和3年度農業委員会視察研修についてですが、アで説明した農業委員会大会後に、視察を実施いたします。コロナ禍という状況もございますが、やはり24期の農業委員会活動が一体で行えていないこと及び11月頃には国の方針により、都道府県間の人の移動が緩和されてくる見通しであることが実施の理由でございます。ただし、</p> <p>国の方針に準拠し、新型コロナウイルスワクチンを2回接種した方を参加の条件といたします。本日が出欠の最終日となりますので、まだご報告をされていない方は事務局までお願いいたします。なお、緊急事態宣言等が発令された場合は視察は行わないことを申し添えいたします。</p> <p>ウ農地利用状況調査（農地パトロール）について</p> <p>10月分の農地パトロールの実施日をご提示させていただきます。</p> <p>まだ、実施していない地区分がございましたら、事務局へご連絡をお願いいたします。○印がついている日が該当日となります。</p> <p>エ、 当面の会議・行事日程等について</p> <p>○農業委員会10月役員会 令和3年10月18日（月）13時30分から 役場2階 第9会議室</p> <p>○第24期軽井沢町農業委員会第16回総会 令和3年10月25日（月）13時30分から 役場2階 第3・4会議室</p> <p>○軽井沢町自然保護審議会（農政部長） 令和3年11月10日（水）13時30分から 中央公民館 1階 講義室</p> <p>○軽井沢町農業振興地域整備推進協議会（会長、会長代理、農政部長、農地部長、荒井龍介委員、市村正喜委員、佐藤豊委員） 令和3年11月11日（木）10時から 役場2階 第3・4会議室</p> <p>○農業委員会11月役員会 令和3年11月15日（月）10時から 役場2階 第5会議室</p> <p>○軽井沢町長期振興計画審議会（会長代理、柳澤農業委員） 令和3年11月15日（月）13時30分から 役場2階 第3・4会議室</p> <p>○第6回長野県農業委員会大会（原則全委員参加：貸切バス仮予約済） 令和3年11月16日（火）13時から 長野市 ビックハット「アリーナ」</p> <p>○第24期軽井沢町農業委員会視察研修（石川県金沢市方面） 令和3年11月16日（火）～18日（木） ※長野県農業委員会大会終了後</p> <p>○第24期軽井沢町農業委員会第17回総会 令和3年11月26日（金）13時30分から 役場2階 第3・4会議室</p> |

| | |
|--------|--|
| | <p>オ、配布資料等について</p> <p>○次に、農業者年金加入推進ニュースです。令和3年9月15日現在の情報でございます。令和3年度より始まった「加入者累計13万人早期突破及び中期目標達成2ヵ年運動」では当町では一人の加入目標が設定されておりますので、引き続き目標が達成されますよう委員の皆様のご活動をお願いいたします。</p> <p>○全国農業新聞普及推進一覧表（令和3年9月1日現在）、「全国農業新聞」の普及促進特別キャンペーンと普及活動の実施についてをご確認ください。目標部数74部に対しまして現在73部加入でございます。</p> <p>一部、目標を下回っておりますので、本年度の申込期限が11月24日までと迫っている関係もございまして、各地区で未加入購読者がいましたら購入の促進をご案内し、目標が達成されますよう皆様のご協力をお願いいたします。なお、現在、購入される方にはクオカード又はギフトカタログを進呈する特別キャンペーンを実施中でございます。別紙をご確認の上、希望者にご周知を併せてお願いいたします。</p> <p>○外国人短期滞在者の民間医療保険への加入啓発について</p> <p>新型コロナウイルスの感染防止対策の一環として、国内に在住する短期滞在中に入国した外国人は帰国できない状況でございます。</p> <p>短期滞在者は、入国時に民間の医療保険への加入について誓約がされておりますが、短期の為、既に保険加入期間が終了している可能性があります。農業経営者で短期滞在者を雇用する際には、今ご説明申し上げたように、民間医療保険の保険期間を確認の上、期間が満了している場合は、保険への加入をお願いいたします。</p> <p>またその際には管理団体への情報提供も必要となります。詳細については別紙をご覧ください。</p> <p>○農業委員会の最適化活動に係る目標設定等についてですが、農業委員会等に関する法律が改正されてから5年が経過し、この改正により現在の農業委員会は農業委員及び農地利用最適化推進委員を含めた組織となっております。本来であればこの5年間で新たに委員の役割として位置づけられた農地利用の最適化活動等を検証し、本年は今後の組織の在り方等を検討する段階となるはずでございましたが、全国では担い手への農地集積が8割を達成する目標も掲げられておりますが、</p> <p>その達成も難しい状況である為、その集積の根本的な活動である最適化活動を更に取り組む必要があると判断し、令和5年まで延長して検証を行うこととなりました。この関連で国より、延長された検証期間において、委員の活動実態及び集積率向上を目的として各農業委員会で最適化活動に係る目標設定を行うこととなりました。年間の委員活動日数等、担い手への農地の集積、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進など、日頃から活動されている内容に目標値が設定される予定でございますので、具体的な内容はまた国から示されましたら皆様に周知いたします。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p> |
| 市村初仁議長 | ただ今の事務局の説明に何かご質問等がありますでしょうか。 |
| 委員 | なし |
| 市村初仁議長 | 他に全体を通して何かございますでしょうか。 |
| 委員 | なし |
| 市村初仁議長 | それでは、第24期軽井沢町農業委員会第15回総会を閉会といたします。大変 |

お疲れ様でした。

閉会 15時40分

| | |
|--|--|
| | |
|--|--|